

「滋賀県行政経営方針2019」実施計画の取組状況（令和3年度）一覧

区分	1	2	3	4	5
(数値目標あり)	未着手	50%未満	50%以上～ 100%未満	100%	100%超
(数値目標なし)		目標半ば未 達の進捗	目標半ば以 上の進捗	目標どおり 進捗	目標を超える 進捗

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	①組織の基 盤となる多様 な人材の確 保	(ア)採用活動の強化 a 競争試験全体において平成30年度を上回る受験 者数の確保		民間企業の採用意欲は依然とし て高く、アフターコロナを見据え た採用強化の動きもあり、今後 人材確保競争はより厳しくなるこ とが予想される。次年度に向け てより多くの受験者数を確保でき るよう、効果的な採用活動を展 開するとともに、ホームページの 掲載内容を一層充実し、情報発 信の強化に努める。	民間企業の採用意 欲が非常に高く、人 材確保競争が厳しく なっていることなど から、令和3年度の 競争試験の受験者 数は平成30年度を 下回る結果(151人 減、平成30年度比 84.9%)となった。	目標(令和4年度)と同じ。	3
			(ア)採用活動の強化 a 大学等での採用説明会や各種セミナーの開催およびリクレーター 制度の活用 b インターンシップ制度の充実 c インターネットを活用した情報発信	b インターンシップ実習生における採用試験受験者 数の割合 40%	新型コロナウイルス感染症の感 染拡大により令和3年度のイン ターンシップ事業は中止した。	-	①令和3年度インターンシップ実習 を中止したため、令和4年度採用試 験受験者割合についての目標は設 定困難。 ②令和3年度同様、45名以上の学 生の受入れを行う。	3
				c 滋賀県職員採用ポータルサイト年間閲覧者数を平 成30年度比で10%向上	累積閲覧者数は、平成30年度比 10%以上向上しており、目標を 達成している。ただし、平成30年 度比70%程度の週もあり、年間 を通して平均的に閲覧者数を獲 得できるよう、ホームページの掲 載内容を一層充実し、継続的な 情報発信の強化に努める。	累積閲覧者数は、 平成30年度比で 117%であり、目標 を達成することがで きた。	目標(令和4年度)と同じ。	5
			(イ)試験制度の見直し	(イ)競争試験全体において平成30年度を上回る受験 者数の確保	民間企業の採用意欲は依然とし て高く、アフターコロナを見据え た採用強化の動きもあり、今後 人材確保競争はより厳しくなるこ とが予想される。次年度に向け てより多くの受験者数を確保でき るよう、効果的な採用活動を展 開するとともに、ホームページの 掲載内容をより一層充実し、情 報発信の強化に努める。	民間企業の採用意 欲が非常に高く、人 材確保競争が厳しく なっていることなど から、令和3年度の 競争試験の受験者 数は平成30年度を 下回る結果(151人 減、平成30年度比 84.9%)となった。	目標(令和4年度)と同じ。	3
			(ウ)任期付職員制度等の活用および会計年度任用職員制度の円 滑な導入と運用	(ウ)令和2年度に円滑に会計年度任用職員制度が導 入できよう、必要な手続きを令和元年度中に実施	会計年度任用職員制度の適切 な運用を行った。		引き続き会計年度任用職員制度の 適切な運用を行う。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	②職員の意欲や能力を高めるための人材育成の推進	(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施 研修など人材育成基本方針に基づく取組を実施し、その効果等を定期的に把握するとともに、情勢や環境の変化に応じて、基本方針の検証を行う。	(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主事・技師級3年目研修、主任主事・主任技師級研修、主査級研修、選択型研修スキルアップコースの実施</li> <li>○係長級研修、OJT推進員研修、課長級研修、主査級研修および選択型研修(マネジメントコース、スキルアップコース)の実施</li> <li>○ブラザー・シスター研修フォローアップ編を新設。</li> <li>○政策テーマ調査研究や自己啓発促進事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主事・技師級3年目研修(修了者121名)</li> <li>○主任主事・主任技師級研修(修了者137名)</li> <li>○主査級研修(修了者99名)</li> <li>○係長級研修(修了者78名)</li> <li>○課長級研修(修了者41名)</li> <li>○OJT推進員研修(修了者278名)</li> <li>○選択型研修マネジメントコース(修了者160名)</li> <li>○選択型研修スキルアップコースⅠ(実務能力系プログラム)(修了者584名)</li> <li>○選択型研修スキルアップコースⅡ(法務・政策形成系プログラム)(修了者495名)</li> <li>○ブラザー・シスター研修(基礎編、フォローアップ編)(修了者150名)</li> <li>○政策テーマ調査研究(0グループ)</li> <li>○自己啓発促進事業助成対象者(自治体法務検定)(2名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若手職員の実践的な業務遂行力の向上と指導育成の強化</li> <li>○ワークエンゲージメント(仕事に対するやりがい)の向上</li> <li>○係長の負担軽減に向け、上司や係員による係長支援の取組の促進</li> <li>○自らの学びの推進</li> </ul>	4
			(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援 職場におけるOJTの実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。	(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援 ・所属におけるOJTの実施率 平成30年度(2018年度) 77.7% → 100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康経営・人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケート(10～11月)を実施し、職員の意識、職場の現状等を把握。</li> <li>○係長級研修および選択型研修マネジメントコース、主査級研修「フォローアップ」講義、選択型研修「スリーシップ」「後輩指導」、OJT推進員研修を実施。</li> <li>○「係長ハンドブック」の配付。</li> <li>○メンター制度を試行。</li> <li>○今年度募集した「心に残るOJT」などを特集した石積みを発行。</li> </ul>	○所属におけるOJT実施率:86.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康経営・人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケートの実施</li> <li>○効果的なOJTや円滑な組織運営に向けて、係長のスキルアップの支援や各職階に応じた役割の意識啓発の促進</li> <li>○係長級職員から上位職階のマネジメント力向上</li> <li>○若手から中堅職員のチーム力向上</li> </ul>	2
			(ウ)組織目標の実施 各部局や課室が当該年度に重点的に取り組む項目およびその目標を明らかにし、共有することで、職務の使命・責務の再認識につなげ、職員の意欲と連帯感の向上を図る。	知事と各部局長等との協議を実施し、協議結果概要を庁内で共有するとともに、各部局および課室(地方機関除く)の組織目標を県ホームページで公開した。	知事と各部局長等との協議を実施し、協議結果概要を庁内で共有するとともに、各部局および課室(地方機関除く)の組織目標を県ホームページで公開した。		知事と所属長等との協議をメインに行い、所属長等と所属職員とのコミュニケーションをより充実したものとすることで、エンゲージメント向上を図っていく。	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	②職員 の意 欲や能力を 高めるため の人材育成 の推進	(エ)自発的な学びの促進 「自らの学び」に向けた意識の醸成を図るため、若手職員等が自主的に行う勉強会や研究会の開催を支援する。	(エ)自発的な学びの促進	○県政の課題について、自主的に調査研究を行う職員グループの支援を実施。	○令和3年度は応募グループなし	○若手職員グループが自主的に行う勉強会等の開催の支援（講師謝金、資料購入費の助成）の支援要件を緩和。	3
			(オ)職員提案の実施 職員からの施策提案を引き続き実施することにより、職員の柔軟な発想を積極的に生かす組織風土を醸成するとともに、県政のあり方について幅広い視野で意欲的に思考する人材を育てる。	(オ)職員提案の実施	職員からの施策提案を募り、3件の提案があった。		職員からの施策提案を引き続き実施する。	4
			(カ)地域活動等への参加促進 職員の意識啓発や協働マインドの醸成に向け、研修等を通じて、「地域に飛び出す活動」等に取り組んでいる職員の事例や諸制度の紹介等を行い、活動への参加を促すとともに、多様な主体との協働を進めるための知識の習得を図る。	(カ)地域活動等への参加促進 ・自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合：95%以上	○地域活動の特集した「石積み」を発行。	○自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合：64.8%（一般職員のみ）	目標（令和4年度）と同じ	3
			(キ)県と市町等の人事交流の充実 省庁、他府県、県内市町、民間企業等との間で行っている派遣研修、人事交流等について、毎年度効果を検証して見直しを行い、相互交流の充実を図る。	(キ)県と市町等の人事交流の充実 ・いきいき新自治交流研修の拡大 平成30年度（2018年度）2市 → 4市町	令和4年度目標である4市町と人事交流を実施し、現場感覚を持ち実践力のある人材の育成を行った。	4市町	目標（令和4年度）と同じ	4
視座1「ヒト」	(1)人材	③職員一人 ひとりの活躍 の推進	(ア)若手職員の育成の充実 職場における積極的な若手職員の育成を推進するため、研修等を通じた、学び合い・育ちあいに向けた意識啓発等の取組を実施する。	(ア)若手職員の育成の充実 ・自分の能力を十分に発揮できるような仕事・機会を与えられていると思う職員の割合 平成30年度（2018年度）89% → 100%	○ブラザー・シスター研修基礎編に加え、フォローアップ編の実施。 ○キャリア形成支援研修の実施 ○OJT推進員研修における「人材育成」の講義の実施。	自らの能力を仕事を通じて十分に発揮できていると思う職員の割合78.6%（一般職員のみ）	目標（令和4年度）と同じ	2
			(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援（再掲） 職場におけるOJTの実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。	(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援（再掲） ・所属におけるOJTの実施率 平成30年度（2018年度）77.7% → 100%	○健康経営・人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケート（10～11月）を実施し、職員の意識、職場の現状等を把握。 ○係長級研修および選択型研修マネジメントコース、主査級研修「フォローアップ」講義、選択型研修「スリーシップ」「後輩指導」、OJT推進員研修を実施。 ○「係長ハンドブック」の配付。 ○メンター制度を試行。 ○今年度募集した「心に残るOJT」などを特集した石積みを発行。	○所属におけるOJT実施率：86.7%	○健康経営・人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケートの実施 ○効果的なOJTや円滑な組織運営に向けて、係長のスキルアップの支援や各職階に応じた役割の意識啓発の促進 ○係長級職員から上位職階のマネジメント力向上 ○若手から中堅職員のチーム力向上	2
			(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し 国家公務員の定年延長等にかかる制度構築について情報収集を行い、定年延長および再任用制度の見直しを本県の実情にあわせて検討し、新たな制度を導入する。	(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し ・国家公務員の制度見直しを踏まえて、速やかに定年延長等の制度を検討・実施	令和3年6月に地方公務員法が改正されたことから、必要な情報収集を行うとともに、制度構築に向けた検討を開始した。		令和4年度中の条例改正に向け、引き続き、定年延長制度の構築および再任用制度の見直し等に向けた検討を行う。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	③職員一人 ひとりの活躍 の推進	(エ)女性職員の活躍の推進 平成30年度(2018年度)改定の「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、研修や啓発等を通じて、誰もが活躍できる職場づくりを推進するとともに、県民サービスの向上に向け、女性職員の積極的な登用や中長期の視点に立った、幅広い業務経験を通じた人材育成に努める。	(エ)女性職員の活躍の推進 ・参事級以上に占める女性職員の割合 10.0%以上 ・係長職に占める女性職員の割合 20.0%以上	・「男性職員の家事参加と育休取得の促進」を重点取組項目に設定し、係長職以上の職員全員でイクボス宣言を行った。 ・自らの今後のキャリア形成を考え、幅広いキャリアを積むことへの意識を醸成するキャリアデザイン研修や育児休業者職場復帰研修等各種研修を実施するとともに、相談窓口の運用等の取組を行った。	(エ)女性職員の活躍の推進 ・参事級以上に占める女性職員の割合 11.1% ・係長職に占める女性職員の割合 18.7%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討 庁内関係所属および庁外関係機関との協議の場を設置し、障害を有する職員への合理的配慮の内容や職域の拡大について、課題と対応を議論し、取組方針を策定する。以後、方針に基づく取組を実施する。	(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討 ・令和元年度(2019年度)中に今後の県の障害者雇用のあり方についての方針を策定し、方針に基づく取組を実施	障害者活躍推進計画に基づき、各種取り組みを実施した。		引き続き策定した計画に基づく各種取組を実施する。	3
			(カ)ハラスメントゼロに向けた取組の実施 全ての職員が安心して活躍できるよう、各種ハラスメントに関する相談窓口の周知やハラスメント防止に向けた研修など、ハラスメントゼロに向けた取組を行う。		・職員アンケートの実施に併せて、ハラスメントの定義、相談窓口および相談票を周知した。(10月) ・不妊治療休暇(出生サポート休暇)の新設に伴い、ハラスメント防止指針を改定した。(12月) ・庁内掲示板にて相談窓口の周知を図った。(随時)		引き続き、相談窓口や防止指針の周知を図る。	
					参事級研修にて新科目として「ハラスメント防止」の導入し実施。ハラスメント防止を促した。	参事級昇任者50名が受講(6/21)	引き続き参事級研修にてハラスメント防止に係る講義を実施。次年度はダイバーシティの視点からのハラスメント防止の研修予定。	
視座1「ヒト」	(1)人材	④職員の健康の維持・増進 (職員の心と身体 の健康づくり)	(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨 「安全配慮義務」に基づき、各所属管理監督者が、受診に関する業務の配慮や声掛けを行うよう啓発を行う。	(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨 ・定期健康診断受診率 100% ・がん検診にかかる精検受診率 100%	管理監督者による未受診者への声掛けや未受診理由確認による個別対応などの受診勧奨を行った。	・定期健康診断受診率100% ・がん検診精検受診率95.3%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善 管理監督者向けの研修を実施し、各職場での職場環境改善の取組実施を促すとともに、取組の結果報告をとりまとめ、好事例等を還元するなど、情報共有を図る。	(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善 ・各職場での職場環境改善の取組実施率 平成29年度(2017年度) 66.0% → 80%以上	・集団分析結果を配布し、その結果説明および職場環境改善方法のセミナーを3回実施した。 ・各職場の取組結果をとりまとめ、好事例等を還元している。	各職場での職場環境改善の取組実施率84.1%	目標(令和4年度)と同じ	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	④職員の健康の維持・増進 (職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視した働き方の推進)	(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進 「運動」「食事」「禁煙」「睡眠」「健診・検診」の5つの健康習慣が容易に実施できるような環境づくりに取り組む。	(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進 ・「運動」:積極的に階段を利用したり、週1回以上の定期運動をしたりする職員の割合 平成29年度(2017年度) 82.2% → 85%以上 ・「食事」:毎朝、朝食をとっている職員の割合 平成29年度(2017年度) 87.7% → 90%以上 ・「禁煙」:煙草を吸う職員の割合 平成29年度(2017年度) 12.4% → 10%未満 ・「睡眠」:睡眠で休養が十分とれている職員の割合 平成29年度(2017年度) 49.9% → 60%以上	・長時間労働を行った職員への面談後、睡眠に関するちらしを送付した。 ・女性トイレに毎月運動・食事・睡眠・健康に関するちらしを掲示している。 ・階段利用促進の掲示を継続している。 ・定期健康診断で喫煙者へ禁煙支援についてのちらしを配布した。 〈課題〉 目標達成に向け上記取組を行ったが、長期化するコロナ禍において、日常生活の変化(ステイホーム等)やコロナ対応等による「仕事に関わる時間」の増加が目標値から遠ざかる原因になった可能性がある。	・「運動」の職員割合 83.3% ・「食事」の職員割合 87.4% ・「禁煙」の職員割合 9.5% ・「睡眠」の職員割合 52.8%	目標(令和4年度)と同じ ただし、「禁煙」:煙草を吸う職員の割合8%未満に変更。	2
			(ア)年次有給休暇の取得促進 管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有で休暇を取得しやすい雰囲気醸成しつつ、夏季の計画的取得やゴールデンウィーク等の取得促進期間における2日以上の取得を呼びかける。	(ア)年次有給休暇の取得促進 ・年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 平成29年(2017年) 12.0日 → 令和4年(2022年) 14.0日	・職員の健康確保の観点から、各所属長に対し、職員の年次有給休暇の取得への配慮を周知(5月) ・夏季集中休暇期間の周知(6月) ・毎月の所属ごとの取得状況を掲示板に掲載	年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 11.1日 ※上記数値は、令和3年1月から12月末までの実績。	年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 平成29年(2017年) 12.0日 → 令和4年(2022年) 14.0日	2
			(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底 定時退庁日の呼びかけ(全庁放送、庁内LANへの掲示)、定時退庁実施率の公表などを行い、定時退庁の徹底を図る。	(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底 ・定時退庁実施率 平成29年度(2017年度) 87.9% → 95%	・庁内放送および掲示板による呼びかけ ・庁内放送の内容の見直し、変更(4月、12月、2月) ・毎月の所属ごとの実施率を掲示板に掲載	定時退庁実施率 82.5%(令和4年3月末時点)	定時退庁実施率 平成29年度(2017年度) 87.9% → 令和4年度(2022年度) 95%	2
			(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進 災害対応など業務の都合によりその時間帯に行うことが必要な場合や、行わなければ翌日の業務に重大な影響を及ぼす業務がある場合を除き、午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないこととし、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行う。	(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進 ・午後10時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局) 平成29年度(2017年度) 17,521件 → 9,000件	午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないことについて、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行った。	・午後10時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局) R3年度 16,650件	引き続き、メッセージ表示による呼びかけ等を行う。	2

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	④職員の健康の維持・増進（職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視した働き方の推進）	(工)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務を実際に利用した職員の活用事例の周知等により、制度への理解を深める取組を行い、必要な職員が必要な時に利用できる制度となるよう、引き続き環境整備を進める。	(工)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進 ・在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の実施者数 平成29年度(2017年度) 23名 → 300名	・サテライトオフィス勤務の対象を会計年度任用職員にも拡大し、申請期限を前日までに緩和(4月) ・職員間の接触機会の低減および新たな働き方の実践・定着に向け、在宅勤務等の実施を周知(5月) ・在宅勤務等の一層の浸透および定着を図るために職員向けチラシを作成し、積極的な制度の活用について周知(10月)	・在宅勤務実施者数 1,395 (知事部局 1,258) ・サテライトオフィス勤務実施者数 90 (知事部局 73)	令和2年度に目標を達成したため、多様な働き方を実現する選択肢の一つとして、引き続き、在宅勤務制度およびサテライトオフィス勤務制度を運用していく。	5
			(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討 職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、柔軟な勤務時間制度の導入に向けた取組を進める。	(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討 ・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 平成29年度(2017年度) 53.9% → 80%	・時差出勤制度の積極的な活用について周知(5月、10月) ※令和3年度 実施者数 1,787 (知事部局 1,606) ・職員アンケートでフレックス導入に係る質問を設け、回答結果を集計・分析(10月～1月)	・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 平成29年度(2017年度) 53.9% → 令和4年度(2022年度) 80%	ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 平成29年度(2017年度) 53.9% → 令和4年度(2022年度) 80%	3
			(カ)管理職員の意識改革 管理職員が「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示することや研修等を通じて、管理職員の意識改革を促す。		係長職以上の全職員で「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示。併せて、幹部職員研修(管理職意識改革研修)を実施。令和4年度のイクボス宣言について検討。	引き続き、宣言内容が所属内で浸透し、職員間のコミュニケーションのきっかけとなるよう方法を検討し、取組を実施する。		
視座1「ヒト」	(2)組織・体制等	①最適な組織体制の構築 ②地方機関のあり方検討	①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部局からの提案・意見や他府県の動向などを踏まえながら、組織体制について、毎年度、必要な見直しを行う。	①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 ・毎年度、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映	必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映した。		引き続き、その時々課題を踏まえつつ、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映する。	4
			②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し 地方機関のあり方について、幅広く意見を聞き取り、対話を重ねながら、丁寧に議論を進め、必要な見直しを行う。	②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し ・令和元年度(2019年度)から検討を開始し、実施可能なものから順次見直しを反映	関係部局とも検討を行った結果、単独事務所化により行政分野毎の専門性を発揮できていること、また、コロナ禍において県の危機管理事案への対応力を確保していく必要があることを踏まえ、地方機関については大きな見直しは行わないこととしつつ、地域における健康危機管理事案に適切に対応していくための見直しを行った。	引き続き、その時々課題を踏まえつつ、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映する。		
視座1「ヒト」	(2)組織・体制等	③業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理および給与管理	(ア)適正な定員管理および給与管理 事務事業の不断の見直し、事業の効率化に加え、本庁と地方、部局間、所属間における業務(質・量)に見合った人員配置のバランスの点検を行うとともに、増大する行政需要に的確に対応できるよう、毎年度、職員定数の見直しを行う。 年度途中においては、業務の繁閑調整や優先度に応じて、部局間、所属間、係間で柔軟に人員の再配置や応援体制の構築を行う。 これらの取組により、一人当たりの総労働時間数の削減を図る。 また、人事委員会勧告を基本に、国家公務員の給与水準等を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に取り組む。	(ア)適正な定員管理および給与管理 ・毎年度、適正な定員管理および給与管理を実施	重要課題等に適切に対応するとともに、業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理を行った。 また、人事委員会勧告を踏まえたうえで、国家公務員の給与制度との均衡も勘案し、必要な見直しを行った	知事部局職員定数 H30 3,089人 H31 3,130人 R2 3,200人 R3 3,277人 R4 3,366人	毎年度、適正な定員管理および給与管理を実施	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(2)組織・体制等	④業務上のリスクに適切に対応するための内部統制体制の整備	(ア)内部統制体制の整備 組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する内部統制を整備し、その適切な運用を図る。	(ア)内部統制体制の整備 ・改正地方自治法の施行に向けた試行の実施 ・円滑な内部統制制度の導入および監査委員の視点も踏まえた効果的な制度の運用	滋賀県事務適正化(内部統制)評価報告書の内容を踏まえた制度改善を実施するとともに、研修の実施や全庁への制度周知を行うことで効果的な制度の運用や取組の浸透を図った。		・制度の適切な運用を図り、庁内の事務の適正化を推進する。	4
視座1「ヒト」	(3)事務(広域自治)	①市町との連携等を通じた地域課題への対応	(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討 国の動向等の情報収集等を行うとともに、県と市町が新たな自治体のあり方について議論する場の設置に向けて検討する。	(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討 ・令和4年度(2022年度)を目途に県と市町が地方自治のあり方を検討し、ビジョンを共有できる場を設置	地方制度調査会等の国の検討動向を注視し、情報収集に努めた。  令和3年度は、地方制度調査会の専門小委員会2回、総会1回が開催された。		目標(令和4年度)と同じ  (現在地方制度調査会において、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議が行われており、この結果を踏まえ首長会議等で必要な検討を行う。)	2
			(イ)水道事業における広域連携の推進 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」の活動を継続し、引き続き多様な形態による広域連携の段階的な検討を進める。	(イ)水道事業における広域連携の推進 ・滋賀県水道ビジョンに基づき、広域化にかかる方向性とそのロードマップについて検討	令和2年度に実施した県内水道事業者の将来予測や、施設および経営の統合に関する財政シミュレーション結果を踏まえ、県内水道事業者と意見交換を重ねながら「水道広域化推進プラン」のおよび骨子案をとりまとめた。	県内水道事業における広域連携の方向性を定める「水道広域化推進プラン」の策定を行う。	3	
			(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定 県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書として取りまとめる。	(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定 ・管内の市町等と連携して令和4年度(2022年度)までに広域化・共同化計画を策定	広域化・共同化研究会を開催し、広域化・共同化メニューの効果検討を実施した。引き続き、令和4年度内の策定に向けて研究会での検討を行っていく。	令和4年度内に広域化・共同化計画の策定を行う。	3	
			(エ)森林・林業分野の人材育成支援等 森林・林業に関する専門的な知識や技能の習得および森林整備業務に必要な森林調査等の実地指導を行う研修機関((仮称)フォレストアカデミー)の設置など新たな仕組みを構築し、新制度に対応できる市町職員の育成を支援する。	(エ)森林・林業分野の人材育成支援等 ・放置林対策に係る森林整備業務の発注が円滑に実施できる体制の構築 11市町 ・市町職員の人材育成支援 19市町	森林・林業とは関係が薄い下流市町も受講できるような対象項目を幅広く設定した。 また、今年度は新たに森林土木分野を新設したため、従来とは異なる部門の参加者が増加したその一方で、森林経営の分野は毎年内容が重なるため、参加者が減少する傾向が見られた。今後はさらに受講市町のニーズの把握に努め、初心者・ベテラン向けや森林経営・森林土木のように内容を細分化し、充実を図る必要がある。	・放置林対策に係る森林整備業務の発注が円滑に実施できる体制の構築 11市町 ・市町職員の人材育成支援 19市町	3	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(3)事務(広 域自治)	①市町との 連携等を通じ た地域課題 への対応	(オ)土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援 市町のニーズや社会情勢の変化を的確に捉えた研修となるよう内容を充実させるとともに、新しい行政課題や高度化・専門化する設計・施工技術に対応できる人材育成を支援するため、技術相談窓口を開設し、出前講座等の積極的支援を実施する。	(オ)土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援 ・ICT等の高度化・専門化する技術や入札事務等に円滑に対応できる人材の育成	・発注者協議会分科会を開催し、市町支援を行った。 ・成績評定の取組促進のため、市町への出前講座や個別説明・研修を実施した。	発注者協議会分科会 4回 出前講座等 14回 研修 1回	目標達成に向け、引き続き滋賀県地域発注者協議会(分科会4回開催)や出前講座等を通じて市町支援を実施する。	3
			b 土木分野の市町公共事業の発注支援等 公共工事の積算、施工管理に関する支援を継続し、総合評価方式の導入や最新の成績評定要領の活用に向けて、滋賀県地域発注者協議会に分科会・勉強会を立上げ、支援を行う。	b 土木分野の市町公共事業の発注支援等 ・総合評価方式の導入・実施 10市町 ・最新の成績評定要領の採用 19市町				3
視座1「ヒト」	(3)事務(広 域自治)	②権限移譲・ 規制緩和や 事務の共同 化の推進	(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 各市町を個別に訪問し、地域の実情に応じたまちづくりを進めるにあたって見直すべき県と市町の役割分担や、支障となっている県の規制について意見交換し、対話を通じて積極的に提案の種を掘り起こすことにより、提案制度の活性化を図り、地域の課題解決につなげる。	(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 ・全市町を訪問し意見交換を実施	市町からの提案制度について、集中受付期間(R3.2～R3.5、R4.2～R4.5)を設けて、市町へ周知した。		権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化を図り、地域の課題解決に繋げる。	4
			(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等 個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務についても、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との連携を検討・実施する。	(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等 ・徴収業務の共同実施の対象地域 令和4年度(2022年度)までに1地域以上追加	未実施地域である南部地域における共同実施について、令和4年度実施開始に向けて、管内市町と協定を結んだ。	徴収業務の共同実施の追加地域【R3】無し	「目標(令和4年度と同じ)」	5
			(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討 これまで県・市町それぞれが受付をしていた建設工事等入札参加資格審査申請書の提出先を一本化し、資格審査事務を共同化する。	(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討 ・建設工事等入札参加資格申請受付・審査の共同化の実施	令和4年度からの入札参加資格審査の共同化実施に向けて、申請受付システムおよび審査事務委託等の審査体制を整えた。		県市町共同化導入を受けて、入札参加資格審査共同受付を実施する。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	①協働・連携 の更なる推 進	(ア)包括的連携協定の更なる推進 企業、大学等(以下「企業等」という。)と個別に連携している事業に加えて、複数の企業等が連携する取組の実施に向けて、企業等と協議・検討を進める。また、情報発信を積極的に行うことにより新たな企業等との包括的連携協定につなげるとともに、締結した企業等に対する県政の情報の積極的な提供や定期的な意見交換を通じて新たな取組につなげる。	(ア)包括的連携協定の更なる推進 ・包括的連携協定に基づく新たな連携事項 毎年度3件以上	(県民活動生活課) ・各事業担当課と企業等との、意見交換を実施した。包括的連携協定締結企業に、県政情報を積極的にメール等で発信し、新たな連携につなげることができた。 ・引き続き、既存の包括的連携協定締結企業等との連携の活性化について検討していく。	(県民活動生活課) ・包括的連携協定に基づく新たな連携事項 3件	(県民活動生活課) ・包括的連携協定に基づく新たな連携事項 毎年度3件以上	4
			(イ)コレクティブ・インパクトの導入 多様な主体の参加の下でテーマに応じた対話を行う「協働プラットフォーム」による政策形成段階からの協働の取組を更に進めるため、多様な主体の協働により社会的成果の創出を目指す「コレクティブ・インパクト」の先行事例の情報収集などを行い、県内においてその手法が取り入れられるよう取り組む。	(イ)コレクティブ・インパクトの導入 ・令和4年度(2022年度)までに県内で導入	・コレクティブ・インパクトにより実施されている事業を把握した。	・コレクティブ・インパクトを活用した事業の実施	県内で導入	4
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	①協働・連携 の更なる推 進	(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入 民間事業者等が、民間資金を活用し、社会的課題の解決に向けた事業を行い、自治体が成果に応じて報酬を支払う「ソーシャル・インパクト・ボンド」の導入について、先行事例の情報収集などを行い、県事業として手法が取り入れられるよう取り組む。	(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入 ・令和4年度(2022年度)までに県事業でのモデル導入 1件	・国が開催するPFS勉強会に参加した。 ・先行事例の調査等情報収集を行った。	・県庁内での事業で導入可能な事業の把握 0件	県事業でのモデル導入 1件	2
			(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成 滋賀応援基金をはじめとする寄附等の情報発信強化により県の取組への共感を得るとともに、「協働ネットしが」等によるNPO等の活動状況の発信やNPO等への活動支援を通じて、県民のNPO等活動への理解促進、寄附への関心向上を図る。	(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成 ・令和4年度(2022年度)に企業、個人等からの寄附件数 500件以上	(企画調整課) ・寄附していただきやすいようにふるさと納税ポータルサイトを増やした(1→3) ・返礼品をこれまでの2千円から3万円に上限を引き上げるとともに、近江牛や旅行クーポン、地酒など魅力ある返礼品を充実させた。  (県民活動生活課) 「協働ネットしが」等によるNPO等の活動状況の発信やNPO等への活動支援を通じて、県民のNPO等活動への理解促進、寄附への関心向上を図る。	・企業・個人からの寄附件数 【R3】993件(令和4年3月31日時点)	目標(令和4年度)と同じ。	5
			(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり 県民サービスの充実・向上につながる施設や事業運営とネーミングライツパートナーの地域貢献を指向した協働型のネーミングライツの活用促進を図る。 ・「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づくネーミングライツの活用促進	(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり ・ネーミングライツ成約 2件/年以上	新規獲得に向けて企業訪問等を実施。	1件	目標(令和4年度)と同じ。	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	②ICTの活用 による事務の 効率化や県 民サービスの 向上	(ア)行政手続の簡素化の推進 県に対する許認可・補助金申請や届出等の行政手続について、記載項目の削減や押印の廃止などの申請様式の簡素化、添付書類の削減や写しの提出を可とするなどの添付資料の簡素化、記入例・Q&A・チェックリストの公開、公金収納方法の多様化の検討、電子申請の導入等を推進し、事務の効率化や県民サービスの向上を図る。電子申請の導入に当たっては、許可証や交付決定通知等への電子署名の活用や、手数料等の電子納付の利用促進を図る。	(ア)行政手続の簡素化の推進 ・電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 毎年5ポイント増	・新たな電子申請システムを導入するとともに、システムの利用促進に向け、定期的に操作説明会を開催した。 ・新たに導入した電子申請システムにおいて、クレジットカード等を用いた手数料等の電子納付が、令和4年度から可能となるよう検討を行った。	電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 72.6%(令和2年度 78.7%) → 6.1ポイント減 ※令和3年度から新たに追加された2手続の電子申請利用率が低く、前年度の電子申請利用率を下回った。	目標(令和4年度)と同じ	2
			(イ)AIやRPA等ICTを活用した業務の効率化 帳票の読み取りやデータ作成、システム入力などの大量・単純な作業の自動化を推進する。 各種案内や相談対応の業務への活用の実用化に向けた検証を進める。 業務上必要な知識や事例等の体系化と共有・検索の仕組みなど、AI活用方策の研究を進める。 なお、ICTの活用等に当たっては、BPRの実施により、業務のプロセスやそれぞれの作業に要している時間を把握・分析した上で、不要なプロセスや重複している作業について検証するなど、合理的で効率的な事務処理となるよう抜本的な業務の見直しを検討するとともに、電子決裁率の向上に取り組む。 また、職員のICT活用スキルアップ等に向けて、庁内共通情報基盤等の利用方法やルールの周知・習熟を目的とした研修・相談会等や、AI・RPA等の最新ICTの動向に関する情報提供、プレゼンテーション会等を実施する。	(イ)AIやRPA等ICTを活用した業務の効率化 ・全部または一部が自動化された事務処理の件数 5件/年 ・庁内業務におけるAI活用方策の研究、実用化に向けた検証の実施	・AI-OCRの利用による帳票読み取りの自動化を検討し、以下の7件を実施した。 (①定期健康診断追加問診票、②宿泊療養施設支援員問診票、③総合病院入院アンケート、④総合病院外来アンケート、⑤口座振替依頼書、⑥個人番号確認書、⑦環境こだわり農産物生産計画データベース作成) ・RPAの利用による事務処理の全部または一部の自動化を検討し、以下の5件を実施した。 (①統計調査員従事歴のシステム入力、②統計調査員受賞歴のシステム入力、③ビジネスチャットツール登録ユーザーの削除、④ワクチン接種報酬支払者の口座情報入力、⑤しがネット受付サービスの一覧データ取得)	全部または一部が自動化された事務処理の件数 12件	目標(令和4年度)と同じ	5
			(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 行政運営を効率化し、生産性の向上を図るため、共有フォルダの活用などにより、組織で共有する情報や資料のデジタル化を図るとともに、ネットワーク、タブレット端末等を活用することにより、全庁的に会議や協議のペーパーレス化を進める。	(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 ・内部の会議・打ち合わせや内部協議の実施方法 令和4年度(2022年度)までに原則として全てペーパーレス化	・本会議、委員会における議員配布資料の電子化(タブレット端末の導入試行(R3年11月定例会議～)) ・報道提供資料の電子化(R4年1月～) ・健康経営・人材育成推進連絡員会議や推進委員会をWebで開催した。	引き続き、掲示板等でWeb会議、ペーパーレス会議の事例を発信するなど、取組を推進する。	3	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	③民間活 力の活 用	(ア)県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討 図書館業務については、「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基 づく各種の取組を司書の専門性を生かして着実に推進する必要がある ことを念頭におきながら、他府県での導入事例の検証やコスト比較 等を行うとともに、業務運営の実情を踏まえ、司書の専門的知識や 経験を必要としない業務について、効果的・効率的な図書館運営の 観点から、アウトソーシング導入可否等を検討する。	(ア)県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否 等の検討 ・司書の専門知識や経験を生かして県民により充実 したサービスを提供するための、効果的・効率的な図書 館運営が行われるよう、アウトソーシングの導入等 について検討し、可能なものから実施(アウトソーシング の導入可否は令和元年度(2019年度)中に判断す る。)	・司書の専門知識や経験を活か して県民により充実したサービ スを提供するために、効果的・効 率的な図書館運営の様々な方策 の検討を続ける。		・引き続き、司書の専門知識や経験 を活かして県民により充実したサー ビスを提供するために、効果的・効 率的な図書館運営の様々な方策の 検討を続ける。	4
			(イ)県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理業務のアウト ソーシングの導入可否の検討 安全で安心な学校給食の安定供給や栄養教諭による食育指導の充 実のため、調理業務のアウトソーシングの導入可否を検討する。 <検討内容> ○導入による効果の検証 ○導入順、導入経費の削減方策、委託内容等の検討	(イ)県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理 業務のアウトソーシングの導入可否の検討 ・令和2年度(2020年度)までに、アウトソーシング導入 可否を判断 (導入可能な場合) 導入可能な学校から令和4年度(2022年度)以降にア ウトソーシングを導入する。	包括的な委託の可能性について 複数業者と協議を行ったが、特 別支援学校の特殊性から、経費 削減は困難との結論に至った。 定時制高校におけるアンケート 結果を実施し、喫食率や意見を 把握に努めた。価格、栄養バラ ンスや温かさが評価される一方 で、家や職場で済ますため不要 とする生徒も多く、また、喫食率 の学校間格差も大きい。		経費削減効果は困難であるもの の、人材確保という観点で委託化 についての検討を継続する。	3
			(ウ)県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討 次の3つの観点から検討を行い、その結果によりアウトソーシングの 導入可否を判断する。なお、県立学校における障害者雇用の推進に 必要な体制の確保に留意する。 ○組織、雇用 ・各校毎の業務員配置状況(常勤・非常勤)と今後の見込み ○コスト面 ・単独校におけるアウトソーシング導入比較 ・複数校のグループ化を考慮したアウトソーシング導入比較 ○業務内容 ・アウトソーシングによる業務内容への影響	(ウ)県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入 可否の検討 ・令和元年度(2019年度)にアウトソーシング導入可 否を判断 (導入可能な場合) 条件の整った学校から令和3年度(2021年度)以降に アウトソーシングを導入する。	○県立学校業務員業務のアウト ソーシング導入について、検討し たところ、次の点から、直営での 業務継続とし、次期計画には引 き継がないこととする。しかしな がら、今後、業務改善を進めな がら、効率的な業務体制の検討 をしていく。 ・コスト面において、アウトソー シングを導入した場合の方が全 体経費が増加する可能性が高 いこと。 ・業務面において、アウトソー シングを導入した場合、教職員 の要望に迅速かつ柔軟な対応 が難しく、学校運営に支障が生じ る可能性があること。 ・アウトソーシングを導入してい る他府県においては、上記業務 面の課題により学校運営に支障 が出ているとの意見がある。ま た、アウトソーシングを導入して いない他府県では、こうした点で アウトソーシングを導入していな いとの意見が多い。		ー (令和3年度にアウトソーシング導 入可否判断:直営での業務継続)	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	③民間活 力の活 用	(エ)他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討 他自治体における最近の事例を参考に、導入可能性のある業務を洗い出し、アウトソーシングをした場合のコストや改善効果等をもとに、アウトソーシングの導入可否の検討を行う。 <検討内容> ○他自体の最近の事例、導入可能な業務の抽出 ○業務の現状分析、人件費の算出 ○効果的な導入の方法、導入による効果・コスト	(エ)他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討 ・令和2年度(2020年度)までに、他自治体における最近の取組を参考にアウトソーシング導入可否を判断	全国照会の結果等も参考に、本県でも導入可能な業務がないか検討を行い、令和3年度は新たに43業務でアウトソーシングを導入した。 令和4年度予算においても、サービス向上やコストの縮減効果が期待できる場合は、安全面の確保やサービスの質的向上等に留意しつつ、積極的に導入を検討したところ。		引き続き、他府県の事例も参考に、新型コロナウイルス感染症への対応など新たな業務も含めアウトソーシング導入を検討するとともに、県民サービスの向上につながるアウトソーシングの導入を図るため、成果連動型委託(PFS)について研究を進める。	3
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	④事務の効 率化・適正化	(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化 ICTの専門知識を要する情報システム開発等の予算化、調達の事務をシステム所管所属から情報政策課へ移管・一元化し、所管所属の負担軽減を図る。	(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化 ・情報政策課が予算化、調達の事務を行うシステム数28システム	・10システムについて、情報政策課が予算化、調達の事務を実施した。 (WEBコンテンツマネジメントシステム、電子申請システム、例規システム、公会計システム、健康管理システム、国スポ・障スポウェブサイト、指定難病・小児慢性特定疾病管理システム、漁獲報告システム、公営住宅管理システム、奨学資金管理システム)  ・令和元年度から累計では、延べ25システムについて、情報政策課が予算化、調達の事務を実施した。	・10システムについて、情報政策課が予算化、調達の事務を実施した。 (WEBコンテンツマネジメントシステム、電子申請システム、例規システム、公会計システム、健康管理システム、国スポ・障スポウェブサイト、指定難病・小児慢性特定疾病管理システム、漁獲報告システム、公営住宅管理システム、奨学資金管理システム)	目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ)県立学校事務についての集中化等の検討 次のとおり段階的に検討を進める。なお、検討に当たっては、学校における障害者雇用の推進に必要な体制の確保に留意する。 a 事務局関係各課・県立学校による学校事務についての分析と課題整理(ワーキンググループ等の設置) b 作業手法、業務内容、実施場所、事務処理フロー(事務職員、教員)について検討 c 組織体制、事務処理フロー案の作成 d 条件整備(システム改修等) e 試行	(イ)県立学校事務についての集中化等の検討 ・県立学校における適正な事務執行に向け、新たな取組を実施	現在の事務室の人員体制が、学校規模等に応じた必要最低限の配置であるため、今後、県立学校におけるICT機器の整備、給与システムや旅費システムにおける本人入力環境の整備を踏まえ検討していきたい。また、併せて、学校現場から出された事務処理方法等の課題への対応についても検討していきたい。	県立学校におけるICT機器の整備、給与システムや旅費システムにおける本人入力環境の整備を踏まえながら、事務処理方法や人員体制などの課題整理を行い、事務集中化に向けた検討を行う。	2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	⑤業務の更 なる見直し	(ア)職員間での対話を通じた業務の見直しの実施 職場における取組項目の設定や集中取組期間の設定などを通じ、 各々の業務に対する気づきや職場での対話を促す手法により業務 の見直しを実施するとともに、事例の共有などを通じて優良な取組の 横展開を図る。	・日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にと らわれず事務の見直しに取り組む職員の割合 95%以上 (参考:過去に実施した職員アンケートの結果) 平成29年度(2017年度):75.4% 平成27年度(2015 年度):64.5%	・「業務の見直し」を重点取組項 目に設定し、係長職以上の職員 全員でイクボス宣言を行った。	日頃から業務の進 め方を意識的に工 夫し、前例にとら われず事務の見直 しをしている職員 の割合 令和3年度:77.7% (一般職員のみ)	引き続き、「業務の見直し」をイクボ ス宣言の重点取組項目として設定 し、各々の業務に対する気づきや 職場での対話を促す手法により業 務の見直しを実施するとともに、事 例の共有などを通じて優良な取組 の横展開を図る。	3
			(イ)業務効率化に資する職員研修の実施 タイムマネジメントなど業務効率化に資する職員研修を実施する。		○チームのタイムマネジメント (修了者32名)、残業なしの仕事 術(修了者49名)、すぐに活かせる 業務改善(修了者36名)研修 の実施		目標(令和4年度)と同じ	
			(ウ)キラリひらめき改善運動の実施 これまでの改善事例のストックをわかりやすい形で庁内共有すると ともに、改善運動で寄せられた業務効率化に資するツールの積極的な 活用を促すことにより、職員一人ひとりがキラリひらめき改善運動の 意義を実感し、意欲的に参画できる「改善の好循環」を生み出す。		これまでの提案、報告について、 整理を行った上で庁内共有を行 い、改善運動で寄せられた業務 効率化ツールを全庁で共有し た。		職員一人ひとりがキラリひらめき改 善運動の意義を実感し、意欲的に 参画できるよう、引き続き庁内に周 知を図る。	
			(エ)タスクフォースを活用した業務の見直し 担当業務にかかわらず、幅広い職員が参加して現場の課題等を踏 まえながら自由に議論することを通じ、業務見直しのアイデアを創造 するための公募制のタスクフォースを設置する。		・提言の大部分について、実現 済み。 ・継続検討項目となっている多面 観察について、対象所属を拡大 して再度試行、本格実施に向け ての検討を進めた。		・継続検討項目について、引き続き 実現可否についての検討を進め る。	
視座2「モノ」	(1)整備	①PPP/PFI の推進	(ア)PPP/PFI推進ガイドライン等の改定 PFI導入の優先的検討に係る事務の効率化を図るため、これまでの 実績や類似事例を踏まえた検討手順等の見直しを行い、PPP/PFI 推進ガイドラインに反映する。	(ア)PPP/PFI推進ガイドライン等の改定 ・PPP/PFI推進ガイドライン等の改定	令和元年度に改定したPPP/PFI 推進ガイドラインを踏まえて、庁 内の関係課に対し、必要な助言 を行った。	改定後の制度運用が円滑に進むよ う、庁内関係課に対して、引き続き 適切な助言を行う。	4	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座2「モノ」	(2)見直し	①施設総量の適正化 ②更なる見直しに向けた検討等	(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定  建築物 社会情勢等を踏まえて施設評価を行い、廃止、縮小、集約化、売却、移転等の検討および更新(建替)や大規模改修、長寿命化する施設について見直しを行う。  インフラ施設 施設規模の適正化や、ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮した投資の重点化を図りつつ、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針を改定する。  公営企業施設 経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行うとともに、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針を改定する。	(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定 a 施設総量(建築物) 平成27年度(2015年度)末 1,476,627㎡ → 1,440,000㎡	・公共施設等マネジメント基本方針の改定(中間見直し)を行った。	令和2年度末時点 1,456,948㎡ (令和3年度とりまとめ)	a 施設総量(建築物) ・目標(令和4年度)と同じ	3
				b 個別施設計画の策定数(建築物) 平成29年度(2017年度)末 79施設 → 令和2年度(2020年度)末 494施設(100%) (インフラ・公営企業) 平成29年度(2017年度)末 25計画 → 令和2年度(2020年度)末 36計画(100%)	・各施設所管課(建築物)に対し、個別施設計画の策定支援を行った。 ・おおむね策定は完了したが、施設のあり方の検討途中等の施設については未策定のままであり、引き続き策定支援の必要がある。	○建築物 ・令和3年度末 487施設(個別施設計画策定不要の施設を含む) ○インフラ・公営企業 ・令和3年度末 36計画	目標(令和4年度)と同じ	3
視座2「モノ」	(3)管理	②指定管理者制度の導入拡大等 (指定管理者制度の見直しおよび新たな管理運営手法の研究・検討等)	(ア)指定管理者制度の見直し等 指定管理者制度導入施設の管理運営状況をわかりやすい形で公表し、県の説明責任を積極的に果たすとともに、指定管理者選定における競争性の確保に向け、次のとおり制度の所要の見直しを行う。また、施設のより効率的・効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入拡大に向けて引き続き検討を行う。  a 事業者の参入意欲を高めるための募集条件の見直し 事業者の参入意欲を高めるため、指定管理者の経営努力を十分考慮するなど、指定管理者募集時に県から提示する指定管理料の参考額のあり方を検討する。  b 施設の管理運営状況の見える化 指定管理者選定における競争性を確保するとともに、県の説明責任を果たすため、施設の管理運営状況を県民・事業者に分かりやすい形で公表し、見える化を図る。  c モニタリングの更なる充実・強化 指定管理施設のより一層適切な管理運営を確保する観点から、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル」を改定し、全庁統一的なモニタリング項目について所要の見直しを行う。	(ア)指定管理者制度の見直し等 ・指定管理者募集施設における申請者数の増 ・施設の管理運営状況の見える化 令和2年度(2020年度)より実施	令和3年度から各施設の管理運営状況をHPで公表。 また、指定管理者制度検討会議を庁内に立ち上げ、選定における競争性の確保と、施設の活性化の検討を行った。		引き続き、指定管理者制度の見直しを行う。	3
			(イ)コンセッション方式の導入にかかる研究・検討 公共施設等マネジメント基本方針改定に向けた検討段階で、コンセッション方式の情報収集・研究を進めるとともに、具体的な案件が対象となる場合には、官民連携プラットフォーム等も活用し、導入の検討および具体化に向けた取組を進める。	(イ)コンセッション方式の情報収集・研究および検討・具体化	コンセッション方式と指定管理者制度の制度に関する情報収集(総務省研究報告書の入手等)を行った。	目標(令和4年度)と同じ	3	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座2「モノ」	(3)管理	②指定管理者制度の導入拡大等 (公募設置管理制度(Park-PFI)の導入検討)	(ア)Park-PFIの導入 県営都市公園において、新たに設置した滋賀県公園緑地検討協議会(公園協議会)での意見交換を踏まえ、Park-PFI導入にむけ、事業者向けのアンケート調査などの事前調査を行っていく。 なお、Park-PFI制度の活用および公園協議会の開催については、令和5年度(2023年度)以降も継続的に行う。	(ア)Park-PFIの導入 ・県が管理する都市公園においてPark-PFIの導入3公園(予定)、湖岸緑地での導入検討	2公園について、P-PFI+指定管理制度を併用した事業者募集を実施し、2公園について導入した。 1公園については、引き続き事業者調査を実施している状況。 湖岸緑地については、導入する区域を検討中。	2公園について、Park-PFIを導入。	1公園については、引き続き事業者調査を実施し、Park-PFIの導入について検討を進める。 湖岸緑地については、引き続き導入する区域の検討を行う。	3
視座2「モノ」	(3)管理 (4)活用	(3)管理 ①ファシリティマネジメントの推進 ③アセットマネジメントの推進 (4)活用 ①未利用地の有効活用 ②サウンディング型市場調査の積極的活用	(ア)ファシリティマネジメントの推進 適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めるとともに、民間活力の活用という観点から、指定管理者制度のより効果的な活用を進める。 民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「(仮称)県有資産活用のひろば」を設け、サウンディング型市場調査等の積極的な活用を進める。	・運営改善目標の達成状況が80%以上到達している施設(建築物)の割合 平成29年度(2017年度) 79.7% → 90.0%以上	・適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めた。 ・民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「県有資産活用のひろば」を運用した。	令和2年度末 86.3%(令和3年度取りまとめ)	目標(令和4年度)と同じ	3
視座2「モノ」	(4)活用	③国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設の有効活用	(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 施設におけるスポーツイベント等を活用した文化・スポーツツーリズムの推進に向けて、経済波及効果を高めるための関係機関との効果的な連携のあり方や具体的な取組を検討する。	(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 ・文化・スポーツツーリズムの推進に向けた実行委員会等の組織の立ち上げ	新しいマラソン大会の開催に向けて準備委員会を設置し、大会の概要について検討を行うとともに、来年度当初の大会実行委員会設置に向けた準備を行った。		新マラソン大会実行委員会を設置し、大会の開催準備を進め、初回大会を開催する。	4
			(イ)施設の特徴を生かした活用 a (仮称)彦根総合運動公園 ・県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場としての活用を実現するために施設の運用管理の方向性を決定	(イ)施設の特徴を生かした活用 a (仮称)彦根総合運動公園 ・県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場としての活用を実現するために施設の運用管理の方向性を決定	今後の民間活力の導入手法や募集要項の検討を行うため、事業者へのサウンディング調査を行い、公園の管理手法の検討を進めた。	公園の運営管理手法を決定し、供用開始の準備を進めるとともに、大会後の賑わいづくりに関しても検討を進める。	3	
			(イ)施設の特徴を生かした活用 スポーツ施設として県民のスポーツ活動や健康づくりをより一層推進するとともに、スポーツ以外の様々な活動を促進するため、(仮称)彦根総合運動公園にあっては都市公園としての多様性や新県立体育館にあっては大学、医療機関、福祉施設が近接する立地など、それぞれの施設の特徴を生かした活用方策を検討する。	b 新県立体育館 ・大学をはじめとする周辺機関と連携して、スポーツや健康づくりを推進する観点から活用の方向性を決定	滋賀アリーナ(新県立体育館)で実施するスポーツや健康づくりに関する事業の詳細について令和3年12月から毎月開催している開業準備部会の中で事業者とともに検討を進めた。	令和4年12月に供用開始する滋賀アリーナで大学をはじめとする周辺機関と連携し、スポーツや健康づくりに関する事業を開始する。	3	
				c その他の施設 ・施設の特徴を生かし、利用率や利用者の満足度の向上を図るとともに、スポーツ以外のイベント等でも積極的に活用される施設となるよう、具体的な取組に着手	新型コロナウイルス感染症の発生状況や国体・障スポ大会の開催が2年連続見送りとなったことを踏まえて、先進地活用事例調査の実施を見送った。	目標(令和4年度)と同じ	2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	財政の健全 化	「①歳入確保」および「②歳出見直し」とおり	各年度における財政収支の均衡 持続的・安定的な県政運営 ・財源調整的な基金残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎年 度160 億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700 億円程度	・財政収支見通しの作成(2回) 令和3年9月試算 令和4年2月試算 ・2月補正等において、不用額の 追加調査などを行い、財源調整 的な基金残高を確保 ・2月補正予算において行政改 革推進債の発行を取りやめ ほか	令和3年度末時点 ・財源調整的な基金 残高 →517億円 ・臨時財政対策債を 除く県債残高 →6,687億円(見込)	目標(令和4年度)と同じ	4
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ア 県税収入 の安定確保 と貸付金等 未収債権の 徴収 イ 地方税財 源の充実強 化	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保 a 県税の適正な賦課徴収の実施 現行の税制度の検証等を進めるとともに、賦課徴収の体制の充実強化を図り、課税客体の確実な捕捉や適正な課税と確実な徴収を実施する。また、納税環境整備を図ることにより、新規滞納の発生抑制に努めるとともに、滞納整理の早期着手や徹底した滞納処分の実施に取り組み、収入未済額の縮減を図る。	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保 a 県税の適正な賦課徴収の実施 ・県税の収入未済額 令和4年度(2022年度)まで毎年 度1 億円ずつ縮減	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった者 に対しては、徴収猶予等の猶予 制度を適用するなど、適正な賦 課徴収に努めたものの、引き続 き新型コロナウイルス感染症の 影響は大きく、令和3年度の目標 額の達成は難しい状況である。 今後、収入未済額の縮減に向け て、一層取り組む必要がある。	収入未済額の縮減 額 【R3】0億円(令和3 年度2月補正予算に おける見込み)	「目標(令和4年度と同じ)」	2
			b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等 個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同 実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務に ついては、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との 連携を検討・実施する。	b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等 ・徴収業務の共同実施の対象地域 令和4年度 (2022年度)までに1地域以上追加	未実施地域である南部地域にお ける共同実施について、令和4 年度実施開始に向けて、管内市 町と協定を結んだ。	徴収業務の共同実 施の追加地域 【R3】無し	「目標(令和4年度と同じ)」	5
			ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進 適切な債権管理、徴収に関する知識の習得を目的とした研修会を開 催する。また、「税外未収金の共同管理」により、任意の返済に応じ ない債務者に対しては訴訟・強制執行等の法的措置を実施すると ともに、一括返済が困難な債務者に対しては生活状況等を確認したう えで、分納管理を行う。	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の 推進 ・「税外未収金の共同管理」により県税以外の収入未 済額の縮減に向けた対策の推進	・税外未収金の共同管理の実施 (令和4年3月31日現在) 対象事案・金額 450件 144,763,314円 収納金額 104,097,892円 (うち令和3年度回収金額 6,619,614円) ・令和3年8月24日 税外未収金 対策推進会議(税外未収金の決 算状況、税外未収金対策の説明 等) ・令和3年11月17日、24日 担当 者研修会(講義等)	目標(令和4年度)と同じ	4	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ア 県税収入 の安定確保 と貸付金等 未収債権の 徴収 イ 地方税財 源の充実強 化	イ 地方税財源の充実強化 (ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進 「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、産学官金民の連携により、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の5つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組んでいるが、経済・社会情勢の変化に合わせ、令和元年度(2019年度)の「滋賀県産業振興ビジョン」改定を機に、新たな切り口からのイノベーションの創出に取り組む。また、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致等を進めるほか、起業や第二創業の促進を図る。	イ 地方税財源の充実強化 (ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進 ・成長産業、魅力創造産業、地域密着産業の振興による本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化	・新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、県内事業者への事業継続に向けた支援や県内消費喚起策の展開等を重点的に実施した。		目標(令和4年度)と同じ。	4
			イ 地方税財源の充実強化 (イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり 軽油引取税・ゴルフ場利用税・県たばこ税・地方消費税について、関係部局と連携し、県税収入の増加に向け、県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくりに取り組む。	イ 地方税財源の充実強化 (イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり ・県税収入増加につながる新たな枠組 3件以上導入	・軽油引取税について、軽油の県内購入を促すポスター・チラシを作成し、関係団体に配布を依頼した。 ・地方消費税について、県内消費を呼びかけるサイトを設置し、市町および関係課を通じて周知広報を図った。	県税収入増加につながる新たな枠組【R3】1件	・軽油引取税について、軽油の県内購入促進のためのポスター・チラシを活用し、効果的な広報に取り組む。併せて、枠組づくりの関係団体との協議を継続していく。 ・特にゴルフ場利用税については、関係団体との接触の機会を窺いながら、何らかの県内ゴルフ場利用促進に向けた取組を検討したい。	3
			イ 地方税財源の充実強化 (ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請 地方税財源の確保と充実強化に向け、引き続き、国に対して提案や要請を行う。 <主な項目> ・地方交付税総額の確保・充実、本県特有の財政需要を反映した交付税の算定 ・公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実 ・地方分権の実現に向けた税制抜本改革の推進等	イ 地方税財源の充実強化 (ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請 ・地方税財源の確保と充実強化、本県の財政需要を反映した交付税算定に向けた国への提案・要請事項の実現	(財政課) 引き続き、国への提案・要望活動を実施(春・秋) 令和4年度地方財政計画においては、水準越え経費を除く交付団体ベースでは地方一般財源総額は令和3年度と同程度となったところ。  (税政課) 春と秋に実施している政策提案により地方税制度の見直し等について国に要望を行うほか、全国知事会等を通じた働きかけを行った。	(財政課・税政課) 「目標(令和4年度と同じ)」	4	
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ウ 受益者負 担の適正化	(ア)受益者負担の適正化 行政財産の利用に係る使用料や役務の提供にかかる手数料について、社会経済情勢の変化等を踏まえた必要経費に対する負担のあり方を検討し、定期的に見直しを行う。 使用料や手数料を徴収していないものうち、受益者に負担を求めべきものがないかについても併せて点検し、必要があれば項目の追加等を行う。 新たに生じた役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、速やかに反映されるべく、随時条例の改正を行う。 令和元年(2019年)5月に改正見込みの消費税および地方消費税の税率引上げに係る「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「標準令」という。)」に係る手数料の見直しを行う。	適切な料金設定の維持	・各定例会議において、新たな手数料の設定など必要な改正を行った。 ・なお、使用料・手数料の定期的な見直しについては、平成31年3月に、経済状況等を踏まえて条例を改正したところであり、今年度の見直しは行っていない。		目標(令和4年度)と同じ	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況	
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 工 県有資産 の売却・利活 用	<p>県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。</p> <p>(ア)県有資産の売却 未利用資産については、不用資産の圧縮、スリム化の観点から、必要な条件整備を着実に進め、売却を促進する。</p>	(ア)県有資産の売却 ・財産売払い収入として見込む24件、3,040百万円の 確実な売却	<p>当初予定していた案件の入札手続きを進めるとともに、計画では貸付を見込んでいた案件を売却することとして取り組んだ結果、売却、金額ともR3の目標金額を達成した。</p> <p>入札不落があることや、訴訟等のやむを得ない事情により計画期間中の売却が困難なものはあるが、引き続き、チェックリストや進捗管理表も活用しながら、着実な売却手続きの推進を図る。</p>	4件、507百万円(年 度末現在)	訴訟等のやむを得ない事情により計画中の売却が困難なものを除いた7件、341百万円の確実な売却	2	
			<p>県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。</p> <p>(イ)県有資産の利活用 利用ニーズが低く、売却が困難になってきている資産の貸付けを検討するほか、その他の資産についても、未利用空間等を含めて配置の最適化を図るとともに、自動販売機の設置拡大や太陽光発電等の設置貸付け、駐車場の有料化、ネーミングライツの売却、壁面等を活用した広告の募集など、資産の有効活用を促進する。</p>	(イ)県有資産の利活用 ・資産の新規活用件数 8件(4年間)	<p>・県有資産活用のひろばを1回開催(近江富士花緑公園) ・新たにネーミングライツ1件を新規活用した。(琵琶湖漕艇場)</p>	ネーミングライツ 1 件 (累計10件)	<p>・引き続き、「滋賀県庁 県有資産活用のひろば」を運営し、県有資産の利活用の検討の促進を図る。 ・さらに自動販売機の設置やネーミングライツ等の新規活用を進める。</p>	5	
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 才 自主財源 拡充に向け た歳入確保 の積極的な 推進	(ア)寄附等の促進 県内外に事業や施策等を積極的に発信し、寄附や協賛等を促進する。	(ア)寄附等の促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 ⇒ 137百万円	98百万円	(行政経営推進課) 滋賀応援寄附のほか、国スポ・障スポ、琵琶湖博物館における寄附獲得に取り組んだ。  (企画調整課) ・寄附していただきやすいようにふるさと納税ポータルサイトを増やした(1→3) ・返礼品をこれまでの2千円から3万円に上限を引き上げるとともに、近江牛や旅行クーポン、地酒など魅力ある返礼品を充実させた。	(行政経営推進課) 190,891千円(令和4 年3月31日時点)  (企画調整課) 【R3】135,404千円 (令和4年3月31日 時点)	(行政経営推進課) 目標(令和4年度)と同じ  (企画調整課) 47,345千円(R4年度滋賀応援寄附 予算額)	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 才 自主財源 拡充に向けた 歳入確保の 積極的な 推進	(イ)ネーミングライツの活用促進 事業者や現場がより利用しやすい仕組みづくりを進めるとともに、施設（施設の一部を含む）や事業、イベントなどの対象案件拡大・魅力向上に取り組み、活用を促進する。	(イ)ネーミングライツの活用促進 平成30年度（2018年度） 収入見込額 7百万 円 ⇒ 55百万円	琵琶湖漕艇場に関してパートナーを決定した。 また、他の施設においても成約に向け協議を継続。	15百万円（見込額）	目標（令和4年度）と同じ	2
			(ウ)宝くじ販売の促進 県庁内外における宝くじの臨時販売の継続、宝くじの景品利用の促進、ATM、インターネット販売等の普及啓発、コンビニ等の販売チャンネルの拡大推進、広報活動の充実強化を図る。	(ウ)宝くじ販売の促進 平成30年度（2018年度） 収入見込額 2,907百万円 ⇒ 3,400百万円	年度末に向けて琵琶湖博物館のリニューアルオープンの図柄を採用した近畿宝くじの販売を行うとともに、インターネット販売の拡大等も推進した。宝くじの本県収益金は、対前年度+150百万円（+4.9%）となっている。	3,214百万円	目標（令和4年度）と同じ	3
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 才 自主財源 拡充に向けた 歳入確保の 積極的な 推進	(エ)広告の活用推進 既に導入しているものについて引き続き実施していくとともに、対象とする媒体について様々な角度から検討のうえ、活用を促進する。	(エ)広告の活用推進 平成30年度（2018年度） 収入見込額 29百万円 ⇒ 30百万円	紹介ツールの発信等に取り組んだ。	21百万円（見込額）	目標（令和4年度）と同じ	3
			(オ)自動販売機の設置 利用者のニーズを踏まえ、原則公募による設置を進め、設置拡大を図るとともに、省エネや創エネにつながる自動販売機の導入についても検討する。	(オ)自動販売機の設置 平成30年度（2018年度） 収入見込額 74百万円 ⇒ 78百万円	継続した取組を実施した。	82百万円（見込額）	目標（令和4年度）と同じ	5
			(カ)その他 引き続きリサイクル資源の売却を継続するとともに、他会計からの繰り入れによる収入など、常に財源確保を意識し、あらゆる可能性を検討し、取り組む。	(カ)その他 平成30年度（2018年度） 収入見込額 265百万円 ⇒ 352百万円	リサイクル資源売却や特別会計からの繰り入れについて取り組んだ。	4,073百万円（見込額）	目標（令和4年度）と同じ	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	②歳出見直 し	<p>ア 政策的経費 約32億円 事業開始時からの状況変化、目的の達成、課題の消滅等により、事業継続の必要性が低下している場合は廃止するとともに、事業の効果や人的負担も含めた費用対効果が低下している場合は、経済性・効率性向上の観点から手法の見直しを行う。 なお、将来の歳出抑制につながる予防的経費や歳入確保に資する経費については、中長期的な観点から事業効果を捉え、その効果が損なわれることが無いよう留意する。 また、決算等で多額の不用が生じている事業は、積算や事業量等を精査し、不用額の縮減を図る。</p> <p>イ 公共事業費 補助公共事業については、喫緊の課題である災害に強い社会基盤づくりに向けて国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」に呼応した取組を国費や地方財政措置を最大限活用しながら、積極的に推進する。 単独公共事業については、近年頻発している台風等の災害の予防や、施設の老朽化等の課題に対応するため、事業の効率化や投資効果の早期発現に留意しながら必要な事業費を確保し、着実な推進を図る。</p> <p>ウ 内部事務費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約20億円 行政を維持する上で根幹となる経費であることに留意しつつ、業務の見直し等を通じて一層の効率化、合理化を図るとともに、外部委託による場合は、より競争性が高まるよう必要な検討を行い、経費の縮減につなげる。</p> <p>エ 公営企業に対する繰出金 約3億円 公営企業において、収入確保や業務の効率化、組織のスリム化など一層の経営努力を行い、一般会計からの繰出金の縮減を図る。</p>	各年度における財政収支の均衡 持続的・安定的な県政運営 ・財源調整的な基金残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎年度160億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700億円程度	<p>・財源調整的な基金残高については、目標額以上の残高を確保することができたものの、今後、新型コロナウイルス感染症への対応や継続して発生する財源不足への対応により、基金を取り崩して対応する必要があることから、引き続き、その状況を注視する必要がある。</p> <p>・臨時財政対策債を除く県債残高については、概ね見込額どおり推移しているものの、今後とも、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に呼応した取組の推進などにより、県債残高が増加する見込みであり留意が必要である。</p>	令和3年度末時点 ・財源調整的な基金残高 →517億円 ・臨時財政対策債を除く県債残高 →6,687億円(見込)	目標(令和4年度)と同じ	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 ア モーター ボート競走事 業	<p>(ア) 売上の向上 グレードレースの誘致や、年々売上が拡大している電話投票を中心に、更なる売上向上を目指す施策を実施する。</p> <p>(イ) 本場の来場促進 多数の来場者数が見込めるグレードレースの誘致や、観光事業者と連携したツアー客の誘致に努めるとともに、若者や女性・ファミリー向けの施策として、イベントの実施やSNSを活用した情報発信を更に充実させる。 また新たに、キッズルームの改修やトイレのリニューアル等、快適な施設づくりに取り組む。</p> <p>(ウ) 効率的な開催運営 本場来場者数に見合った効率的な開催運営を実施するとともに、外向発売所の整備によりコンパクトな発売体制が可能となったことから、場外発売日数およびナイター発売日数をさらに拡大し、受託事業収益の増加を図る。</p> <p>(エ) 内部留保資金の確保 計画的な設備更新や収益拡大策により、内部留保資金の確保に努め、今後の老朽化設備更新に備えるとともに、起債の早期償還も目指す。</p> <p>(オ) 次期中期経営計画の策定 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの次期中期経営計画を、令和元年度(2019年度)に策定する。</p>	令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの4年間で、12億円の一般会計繰出金を確保	<p>・グレードレース誘致の結果、令和4年度にPG1バトルボートチャンピオントーナメント(BBCT)を開催することが決定した。 ・YouTubeでの予想ライブ配信や淡海ポイント倶楽部の開設により、電話投票売上を伸ばした。</p> <p>女性をターゲットにしたカメラガールズのイベントを実施し、新規顧客の開拓およびSNSでの情報発信強化を図った。</p> <p>場外ナイター発売日数の増加を図った。 (R2 145日、R3 250日)</p> <p>企業債については、令和4年1月末に繰上償還して、完済した。</p> <p>令和元年度に中期経営計画(R2～R6)を策定済み。</p>	30億円の一般会計繰出金を確保	10億円の一般会計繰出金を確保	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 イ 工業用水 道事業および 水道用水 供給事業	(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定 経営環境の変化や諸課題を踏まえ、今後も安全で安心な水を安定して供給するため、令和2年度(2020年度)に終期を迎える滋賀県企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定を行う。	(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定 ・企業庁水道ビジョンおよび経営計画 令和2年度(2020年度)末改定	目標達成済み (「滋賀県企業庁経営戦略」を令和3年3月に策定)		目標達成済み (「滋賀県企業庁経営戦略」を令和3年3月に策定)	4
			(イ)水道施設の耐震化等の推進 浄水場の耐震対策は、特に液化化により大きな被害が想定される吉川浄水場から、順次、対策を進める。また、管路については、耐震管を用いて更新を行う。	(イ)水道施設の耐震化等の推進 ・浄水場耐震対策 吉川浄水場耐震対策工事 令和元年度(2019年度)着手、令和4年度(2022年度)完了 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 平成30年度(2018年度)末 35.1% → 40.2% 工水(管路総延長 114km) 平成30年度(2018年度)末 13.2% → 16.1%	・浄水場耐震対策 吉川浄水場耐震対策工事 令和3年度に関連工事を6件追加発注し、計19件の工事を並行して進めてきた。うち工事4件については計画通り令和3年度に完了した。 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 令和3年度(2021年度)末 39.1% 工水(管路総延長 114km) 令和3年度(2021年度)末 15.2%	同左	・浄水場耐震対策 目標(令和4年度)と同じ ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 令和4年度(2022年度)末 41.1% 工水(管路総延長 114km) 令和4年度(2022年度)末 15.6%	3
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 ウ 流域下水 道事業	(ア)組織のあり方検討 法の全部適用について、下記の視点で検討を深掘りしていくための論点や材料を整理する。 ・組織の独立性の確保による効率化 ・水道部門との統合効果	(ア)組織のあり方検討 ・令和6年度(2024年度)を目途に一定の結論を得るための論点整理	他府県の動向等を調査するため、アンケート調査を実施し、取りまとめを行った。		目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ)広域化・共同化計画の策定 県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入が想定される広域化・共同化施策を整理する。導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書として取りまとめる。	(イ)広域化・共同化計画の策定 ・管内の市町等と連携して令和4年度(2022年度)までに広域化・共同化計画を策定	広域化・共同化研究会(作業部会)を開催した。引き続き、令和4年度内の策定に向けて研究会での検討を行っていく。	令和4年度内に広域化・共同化計画の策定を行う。	3	
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 工 病院事業	(ア)第四次中期計画に基づく取組の推進 公立病院運営を取り巻く環境は大きく変化しており、その中で、県立病院として安全で質の高い医療を提供するとともに、政策医療としての専門性の高い医療や不採算医療を担い、各二次保健医療圏の病院等に対応困難な症例にも対応できるよう、三次保健医療圏を対象とした拠点病院としての役割を着実に果たす必要がある。特に、安定した経営基盤を確立するために、以下の取組を行う。 a 経営状況の分析 現在の厳しい経営状況を改善するため、病院経営の専門家による現状分析、課題抽出、助言を得て、経営改善に向けた取組につなげる。 b 収益の確保 各病院の機能の明確化と連携の強化を図るとともに、新たな診療報酬の取得に向けて取り組む。 c 費用の適正化 人件費の抑制や薬品、診療材料の購入費用の抑制と使用効率の改善に取り組むほか、委託業務の見直しや施設の適切な管理運営による費用の抑制に努める。 d 目標の進行管理 中期計画の進行管理については、PDCAサイクルによる目標管理を実施し、病院ごとに各年度2回の自己評価を行うとともに、経営改革の達成度を専門的な見地および県民の視点から評価を行う機関として、外部委員で構成する「滋賀県立病院経営協議会」を設置し、同協議会による外部評価を実施する。	(ア)第四次中期計画に基づく取組の推進 ・中期計画における収支目標の達成 病院事業庁全体の経営収支比率： 令和元年度(2019年度)100.1%、令和2年度(2020年度)100.3%	・令和3年度の経常損益の計画 値は1億7,650万円の赤字であるのに対して、決算見込み(2月補正予算)では3億7,835万円の黒字を見込んでいる。 ・しかしながら、資金残高が急激に減少していることから、令和3年3月に策定した第五次中期計画に基づき経営の健全化に向けた取組を進める必要がある。	経常収支比率： 101.5% (2月補正予算時点)	経常収支比率：103.3%	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 工 病院事業	(イ) 県立病院のあり方検討および第五次中期計画の策定・取組の 推進 総合病院と小児保健医療センターの令和6年(2024年)1月の統合に 向けた準備を進めることと並行して、国の医療制度等の動向や他の 自治体における地方独立行政法人化の状況を見据え、県内医療機 関や関係団体、庁内各部署とも協議しながら、県立病院に求められ る役割を整理・検討する。その結果は、令和2年度(2020年度)に策 定する次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく 取組を推進する。	(イ) 県立病院のあり方検討および第五次中期計画の 策定・取組の推進 ・令和2年度(2020年度)末までに第五次県立病院中 期計画を策定し、同計画を推進	・令和4年3月9日、常任委員会に おいて第五次中期計画案の報 告を行い、同月30日に計画策定 を行った。 なお、本計画については令和4 年度から令和7年度までの4か年 計画として策定を行うものでは あるが、国の公立病院改革ガイ ドラインの改定により令和4～5年 度中に「公立病院経営強化プラン」 を策定するよう要請があったこと から、令和5年度に見直しを行 う。その際には、令和4年度に行 う「経営形態の検討」の結果およ び令和4・5年度に行う「病院統合 に向けた詳細検討」の内容も反 映することとする。  ・県立病院経営協議会におい て、第四次中期計画の実施状況 の点検・評価を実施した。		・第五次中期計画の取組の推進 ・第四次中期計画の実施状況の点 検・評価を実施	4
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	②出資法人 の経営改善、 自立性拡大 の推進	(ア) 法人ごとの計画に基づく進捗管理 各出資法人へ適切に関与を行うにあたり、出資法人との間で、法人 ごとの計画を定め、進捗管理を行う。 出資法人のうち、滋賀県土地開発公社および(公財)滋賀県希望が 丘文化公園については、幅広くあり方の検討に向けて取り組むよう、 県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。 また、(公財)滋賀県環境事業公社、(一社)滋賀県造林公社、(公 財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場については、県が債務 保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人であ ることから、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を 図る。 なお、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場は、総務省通 知(平成30年(2018年)2月20日付「第三セクター等の経営健全化方 針の策定について」)を踏まえて策定する経営健全化方針に基づく取 組を行う。  (イ) 経営評価の実施および公表 出資法人の経営状況の把握および各出資法人への適切な関与に 資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身 による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。	・県以外の者からの収入の拡大 法人全体として令和4年度(2022年度)において平成 30年度(2018年度)より拡大  ・県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期 貸付け)の縮小 法人全体として令和4年度(2022年度)において平成 30年度(2018年度)より縮小	出資法人ごとの計画に基づく取 組の進捗管理について、別途実 施している出資法人の経営評価 において、一体的な把握、評価 をした。  各出資法人について出資法人 自身および県による経営評価を 実施し、県議会への報告、県HP での公表を行った。	・県以外の者からの 収入拡大 H30決算→R2決算: ▲5,687百万円(うち 土地公社▲5,920百 万円) ・県の財政的リスク の縮小 H30決算→R2決算: ▲1,355百万円	引き続き、出資法人ごとの計画に 基づく取組の進捗管理を行うとと に、必要な関与を行う。  ・経営評価を実施し、公表する ・県以外の者からの収入の拡大 法人全体として令和4年度(2022年 度)において平成30年度(2018年 度)より拡大 ・県の財政的リスク(損失補償・債 務保証、長期・短期貸付け)の縮小 法人全体として令和4年度(2022年 度)において平成30年度(2018年 度)より縮小	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(4)「未来へと 幸せが続く 滋賀」構築 に向けた行政 需要と新た な財源	-	(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し 令和3年度(2021年度)を始期とする次期「琵琶湖森林づくり基本計 画」の策定と並行して、平成30年(2018年)に制定された森林経営管 理法を踏まえ創設される森林環境税(令和6年(2024年)導入)や森 林環境譲与税(令和元年(2019年)導入)との整合性に留意し、県と 市町との役割分担、連携協力の状況も踏まえ、公益的機能が高度に 発揮される森林づくりの財源としてのあり方を検討し、適切な制度と して運用する。	(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し ・「琵琶湖森林づくり県民税」制度を見直し、令和2年 度(2020年度)を目途に条例改正	目標達成済み	-	目標達成済み	4
			(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討 琵琶湖の利用と負担にかかる過去の検討の再整理や、負担の類型 化および課題整理を進めた上で、琵琶湖の維持管理経費とその原 因者や受益者との関係、利用に対する負担の妥当性等について整 理し、実現可能性のあるものについて負担の導入・制度化の検討を 進める。	(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討 ・琵琶湖の活用と負担について一定整理し、実現可 能なものから取組を開始	取組状況や実現の可能性があ ると想定される取組案について、 庁内における現状を整理し、検 討を進めた。		目標(令和4年度)と同じ	4
			(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた検討 平成30年(2018年)に実施した地域の移動需要や公共交通に対する 意識に関する調査の試行を踏まえ、バス交通について、滋賀県にお ける地域公共交通の社会的便益や投資、費用負担や補助制度のあ り方等について研究、議論を進める。	(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に 向けた検討 ・地域公共交通を支えるために必要な投資や費用負 担のあり方等について取りまとめ	・地域の輸送資源の実態を把握 するとともに、県内バス交通の状 況をカルテとして整理  ・交通ネットワークの維持確保と 費用負担の具体化に向けて、バ ス補助制度の見直しの考え方を 整理  ・「チョイソコリゅうおう」をR4年度 から本格運行決定、地域で支 える負担方法を整理	・地域の輸送資源の実態を把握 するとともに、県内バス交通の状 況をカルテとして整理  ・地域の輸送資源の活用や定額利 用の可能性を分析し、地域公共交 通全体の利便性と維持確保にか かる費用負担のモデルをとりまとめ	3	
			(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営 「滋賀県税制審議会」を設置し、本県の様々な政策目標や社会経済 情勢の変遷により変化していく行政需要を踏まえ、受益と負担の適 正化を図るため、課税自主権の活用や現行税制のあり方について、 専門的な見地から検討・調査・審議を行う。	(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営 ・「滋賀県税制審議会」を設置し、年1件以上の案件 について諮問	・「CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりのた めの税制」について、令和3年7 月19日に諮問を行い、令和4年 1月7日に答申を得た。 ・「地域公共交通を支えるための 税制の導入可能性」について、 令和3年11月19日に諮問を行っ た。(令和4年4月20日答申)	滋賀県税制審議会 への諮問:2件	既存税制に関して、見直し時期を見 据え、必要に応じて諮問を行う。	5
視座4「情 報」	(1)収集	①県民とのき め細かな対 話の実践、県 民の声の施 策への一層 の反映	(ア)県民政策コメント制度の見直し 他自治体での取組事例等を調査し、広聴事業全体の中での効果的 な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の 趣旨を踏まえた活性化に向けて、必要な見直しを行う。	(ア)県民政策コメント制度の見直し ・活性化に向けた制度見直し 令和元年度(2019年度)末まで ・1案件当たりの意見提出件数 平均64件以上(過去5年平均 32件)	より多くの県民の声が提出され るよう、制度の趣旨を踏まえた活 活性化に向けて、運用における改 善を行い、留意事項等を庁内周 知した(R3.2、R3.5、R4.2)。	・1案件当たりの 意見提出件数 R3 平均40.1件	目標(令和4年度)と同じ	3
視座4「情 報」	(1)収集	②情報収集・ 活用の研究	(ア)日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの 研究 モバイル機器やドローン等の県庁内での活用状況等を踏まえるとも に、他自治体等での事例を調査し、情報をデジタルデータ化して、 分析・加工・共有し、行政経営に生かすための方法・仕組みについて 研究を始める。	(ア)日常業務で得た情報を行政経営に生かすための 方法・仕組みの研究 ・令和2年度(2020年度)を目途に研究結果を一定取り まとめ	研究結果等をもとに、庁内関係 課と実現可能性について検討を 行うとともに、コロナ対応では人 流分析を行い情報共有を図るな ど行った。		引き続き、庁内における必要な情 報共有を図っていく。	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
視座4「情報」	(2)活用	①客観的な証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	(ア)データに基づく施策検討の仕組みづくりの検討・構築 将来人口の推計結果を政策に活用するなどデータに基づくモデル的な研究を進めるとともに、県内自治体の政策にEBPMを定着させるための研究チームを立ち上げ、EBPMによる施策構築のための新たな仕組みづくりに向けた検討を行う。	(ア)データに基づく施策検討の仕組みづくりの検討・構築 *令和3年度(2021年度)までに県の政策立案プロセスへの反映方法を検討し、具体の仕組みを構築	次年度に向けた施策検討を進めるうえでの留意事項として位置づけ、庁内における取組の促進を図った。		施策検討プロセスにおける取組の更なる促進	4
			(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 統計に関する知識、データ分析手法等のレベルアップを目的に、県・市町職員を対象にした研修を充実する。	(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 *統計研修の年間受講者数 150人以上(過去5年の平均94.4人)	県・市町職員を対象に、統計課員による統計の基礎知識等に関する研修(6・7・8月に各2回)を実施し、計72名が受講した。また、滋賀大学データサイエンス学部教員による専門的なデータ分析手法等に関するセミナー(8月に2回、11月に1回)を開催し、計56名が受講した。	統計研修の年間受講者数 R3 128人	目標(令和4年度と同じ)	3
視座4「情報」	(3)公開	①オープンデータ化の徹底と民間活用の推進	(ア)オープンデータ化の推進 県ホームページ等で公開済みの情報のほか、県民・企業等へのニーズ調査に基づく情報や国選定の推奨データセット等に基づく情報のオープンデータ化と、データの二次利用が容易な形式への変換を促進する。	オープンデータ化された情報数 152種 → 300種	*新たに「オープンデータ作成手順書」を定めた。	オープンデータ化された情報数 268種	目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ)オープンデータ活用の促進 産学官連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」における各種セミナーやデータ利活用コンテスト等の取組を通じて利活用を促進する。		*3月5日に「滋賀コミュニティテックフォーラム2022」を開催し、データ利活用の分析研究について、中間報告を行った。 *同フォーラムにおいて、データ利活用の課題等についてディスカッションを実施	*データ利活用提案0件(分析依頼12件)	「健康」をテーマにデータ利活用の研究を継続し、下半期を目的に報告会を行う。また、データ利活用にかかるセミナーを開催し、利活用の裾野を広げていく。	
視座4「情報」	(3)公開	②条例に基づく現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等の推進	(ア)現用公文書の適正な管理の徹底 各実施機関における適正文書管理の統一的な実施のためのガイドライン等を作成し、当該ガイドライン等に基づき、各職員が適正文書管理を行うことができるよう、階層別の研修の実施や公文書管理に関する調整会議等の開催を通じて、その内容を周知徹底する。また、現用公文書の管理体制の整備やコンプライアンスに関する職員のセルフチェックの中で現用公文書の適切な管理を確保するとともに、毎年度、現用公文書の管理状況を取りまとめ、県民に公表する。	(ア)現用公文書の適正な管理の徹底 *研修時のアンケートにおいて文書管理が「常にできている(100%)」または「ほぼ、できている(80%以上)」と回答した職員の割合 100%	公文書管理に関する説明資料を作成、配布して研修に代えるとともに、文書取扱主任に対して実務的な設問からなるチェックシートへの回答を求め、併せてアンケートを実施した。 回収したチェックシートの正答率等の客観的な基準およびアンケートに照らし、滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく公文書の作成に係るルールを「理解している」または「ほぼ理解している」文書取扱主任の割合は100%であった。	100%	*研修時のアンケートにおいて文書管理が「常にできている(100%)」または「ほぼ、できている(80%以上)」と回答した職員の割合 100%	4
			(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等 特定歴史公文書等の利用に関する運用ルールを策定するとともに、県立公文書館において、特定歴史公文書等の展示、インターネットの利用による提供を行うほか、教育機関、図書館等との連携による特定歴史公文書等の利用の促進に関する事業を実施する。	(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等 *県立公文書館の年間利用者数 3,000人	令和3年度中の利用者数は2,641人となり、3年度目標を達成した。	2,641人	2,700人	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	⑤令和3年度 取組状況・課題	⑥令和3年度 数値結果	⑦次年度の目標	⑧ R4目標に 対する進 捗状況
行政経営方針の着実かつ迅速な推進を図るために	(1)職員の理解と行動	-	(ア)職員に対する周知と職員意見等の把握 職員に対して、行政経営方針2019および同実施計画の概要版を配布するとともに、令和元年度(2019年度)に地方機関を含む全庁を対象に意見交換会等を開催し、同方針等の積極的な周知を図る。加えて、職員アンケート等を実施し、職員の意見等の把握に努める。		職員の意見を特に踏まえる必要のある健康経営の実践状況について、職員アンケートの実施により、把握を行った。		引き続き職員アンケートの実施等により、職員の意見等の把握を行う。	
		-	(イ)職員と知事が思いを共有する場の設置 職員一人ひとりがやりがいをもって楽しく働ける環境づくりに向け、職員が知事に現場の思いを直接伝えるとともに、知事が職員に自らの思いや考えを伝え、共有する場として「知事と話そう！職員座談会」を定期的に開催する。		・座談会を5回開催するとともに、知事による職場視察・激励等を計11回行った。 ・新型コロナウイルス感染症に係る急遽の知事対応や、全庁的な応援体制の構築により、座談会の実施が難しくなっている。	知事と話そう！職員座談会【R3】5件	概ね2カ月に1回のペースで職員座談会を開催する。	
		-	(ウ)健康経営にかかる取組の人事評価への反映 健康経営の理念を共有し、その実践に向けて自律的に取り組む組織となるよう、健康経営にかかる取組を人事評価の業績評価項目として設定する。		健康経営に係る取組を人事評価の業績評価項目として引き続き設定した。		目標(令和4年度)と同じ	
行政経営方針の着実かつ迅速な推進を図るために	(3)進行管理	-	(ア)目標の達成状況の把握等 それぞれの推進担当課等において、取組内容に応じて適切な期間ごとに、目標の達成状況を把握するとともに、Study(振り返り、課題等の検証、対策等の検討)を実施し、その結果を次年度等の取組に反映させる。目標の達成状況やStudyの結果については、年2回程度、全取組項目の取りまとめを行う。		目標の達成状況把握のため関係所属へ年2回の進行管理を実施した。 1回目：R3.8～10 2回目：R4.2～3		目標の達成状況把握のため関係所属へ年2回の進行管理を実施する。	
		-	(イ)行政経営改革委員会における評価等 主要な取組項目について、行政経営改革委員会に達成状況等を報告し、目標の達成状況等について、評価を行うとともに、必要に応じて、同委員会から実効ある取組に向けた意見等をいただく。		進行管理したR2期末取組状況の内容については、R3.8の行政経営改革委員会に、R3中間取組状況の内容については、R4.1の同委員会に報告した。		進行管理した内容を行政経営改革委員会において報告する。	
		-	(ウ)分かりやすい情報発信 目標の達成状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に分かりやすく情報発信するとともに、特に主要な取組項目については、行政経営改革委員会からの意見も付して情報発信する。		行政経営改革委員会での報告・審議内容を県HPに掲載した。		行政経営改革委員会での報告・審議内容を県HPに掲載する。	